

令和5年度「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員
資格認定講習」の開催及び受講申込について

1 日程

実施回	開催日時	開催場所	定員	受講申込期間
第1回	令和5年5月9日（火） 9：10～17：10	広島合同庁舎第4号館附属棟 (広島市中区上八丁堀6-30)	40名	令和5年5月9日（火） ～5月15日（月）
第2回	令和5年9月26日（火） 9：10～17：10	広島合同庁舎第4号館2階 共用11号会議室 (広島市中区上八丁堀6-30)	40名	令和5年8月25日（金） ～8月31日（木）

(※) マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となります。

発熱等の症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、**周囲の方に感染を広げないために、ご来場を控えてください。**その場合はその旨を事務局（下記「申込先」に同じ）にご連絡ください。

2 概要

受講 対象者	◆5人以上の障害者が勤務し、相談員を選任する必要がある事業所の職員であって、相談員がいない又は相談員の異動等のために、新たに相談員に選任される予定がある方で、資格認定講習により資格を得る必要がある者（「障害者職業生活相談員」の選任要件については裏面をご覧ください。） <u>（注）既に資格認定講習を受講したことがある人は受講対象外となります。</u> ◆受講日の概ね1週間前までに、受講申込のあった事業所に「資格認定講習受講申込選考結果通知書」（以下、選考結果通知書）を簡易書留でお送りします。	
	注意 事項	・受講日直前になっても「選考結果通知書」が届かない場合は、必ず下記「申込先」に電話でお問い合わせください。 ・受講日当日、受講者本人名義の「選考結果通知書」（写し可）を必ずご持参ください。 ・全ての資格認定講習カリキュラムを受講された方に「修了証書」を交付します。 欠席・遅刻・途中退出の場合は原則として交付できません。 ・障害等により配慮が必要な方は「受講申込書」の所定の欄にてご申告ください。
費用	受講費用無料（テキスト、資料等を含む）	
申込 方法	「受講申込書」に必要事項をご記入の上申込期限内に、郵送またはメールで下記「申込先」までお申込みください。 締切日必着 です。 ※「受講申込書」は、広島労働局のホームページ（トップ画面「目的や内容で探す」の「障害者雇用関連情報」→「障害者雇用を検討されている事業主、雇用されている事業主の方への情報」の（国・地方公共団体向け）障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内）からもダウンロードできます。	
	注意 事項	・申込期間前及び申込期間後は一切受付できません。 ・ <u>広島県内</u> の事業所に勤務する職業生活相談員選任（予定）の方を優先します。 ・申込人数が定員を超えた場合は受講可否を調整しますのでご了承ください。 ・ <u>受講決定後の受講者変更は受付できません。</u>
申込先	広島労働局職業安定部職業対策課	

※会場へは可能な限り公共交通機関をご利用いただくようお願いします。

◇「障害者職業生活相談員」の選任要件◇

1	障害者職業生活相談員資格認定講習の修了者
2	職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※1
3	大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※2で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有する者
4	高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有する者
5	2～4に揚げる者以外の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有する者
6	2～5に揚げる者に準ずる者※3

※1 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など

※2 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など

※3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者